

山口市発注の建設工事における入札・契約制度の改正について (令和3年4月)

山口市においては、建設工事の入札・契約制度について、令和3年4月1日付けで次のとおり改正をします。

なお、詳細については、ウェブサイトの各ページに掲載しています。

1 工事における社会保険等未加入対策について

取組を強化し、原則として社会保険等未加入建設業者は一次下請業者になれないこととする工事の対象を、次のように全ての工事に拡大します。

令和3年3月31日以前に入札公告又は指名通知(随意契約を含む。)をするもの	下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)以上の工事を取組の対象とする。
令和3年4月1日以後に入札公告又は指名通知(随意契約を含む。)をするもの	全ての工事を取組の対象とする。

なお、令和3年4月1日以後に入札公告又は指名通知(随意契約を含む。)をする工事であっても、令和3年6月30日までの間は、経過措置として、取組の対象を下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)以上の工事に限定します。

[補足] これに伴い、令和3年4月1日以後に入札公告又は指名通知(随意契約を含む。)をする工事から、山口市建設工事標準請負契約約款の改正をします。

2 工事書類の提出方法の見直し及び押印の廃止等について

(1) 提出方法の変更

納品伝票や廃棄物処理関係等の書類について、これまでコピーの提出をいただいていたが、一旦原本を提出いただき、監督員が確認した後に返却するように改めます。詳しくは、ウェブサイト「建設工事請負契約に関する提出書類等」中の「(書類番号28) 提出書類等確認表(土木系工事)」又は「(書類番号29) 提出書類等確認表(営繕系工事)」を御覧ください。

(2) 押印の廃止

提出書類の押印については、見積書・請求書や法で押印が必要とされる書類を除き、原則不要とします。詳しくは、ウェブサイト「建設工事請負契約に関する提出書類等」中の表の「押印」の欄を御覧ください。

なお、基本的に様式中に「印」マークがある様式に限り押印を必須としています。

押印を「不要」とした書類については、受発注者の双方の了承の上で、電子メール又はファックスでの提出も可能とします（添付ファイルのデータ容量が大きい場合は、電子メールでの受信ができない場合があります。）。

また、押印を「不要」とした書類に押印をされても、無効とはなりません。

3 「**山口市発注の工事における技術者の配置等について**」の改正について

建設業法の改正に伴う特例監理技術者に関する取扱いを定めるほか、諸々の改正をします。

4 **要綱等・様式の改正について**

上記1～3に関することや、令和3年4月の電子入札の導入に伴い、次の各関係要綱等・様式の制定・改正をします。

【制定】

21 山口市電子入札実施要領

【改正】

30 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

40 「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領

42 工事請負契約約款

63 建設業退職金共済証紙の事務取扱運用

67 山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱

68 工事費内訳書取扱要領

91 山口市発注の工事における技術者の配置等

※ 関係する様式については、ウェブサイトの「**建設工事請負契約に関する提出書類等**」又は「**工事の入札等に関する書類**」のページを御覧ください。

山口市総務部契約監理課